

愛知県立岩津高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

すべての人は幸福に生きる権利を保障されています。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子であっても被害者にも加害者にもなり得ます。このような状況を踏まえて、教職員は日頃から、些細な兆候を見逃さないように努め、情報の共有化を推進し、問題を一人の教員ではなく学校全体の問題として取り組んでいきます。

学校は、生徒が安全・安心に活動できる場であることが大原則です。そのためには生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中に互いが認め合える人間関係を育み、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、生徒が様々な体験活動を通して社会の一員として自信をもって行動できる人間に成長するよう取組の充実を図っていきます。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・嫌がらせ行為などの些細な兆候を見逃さないため、生徒の訴えはもとより、生徒の行動の変化をいち早く認識し、それらの問題を特定の教員が抱え込むことがないよう、組織として対応するため「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

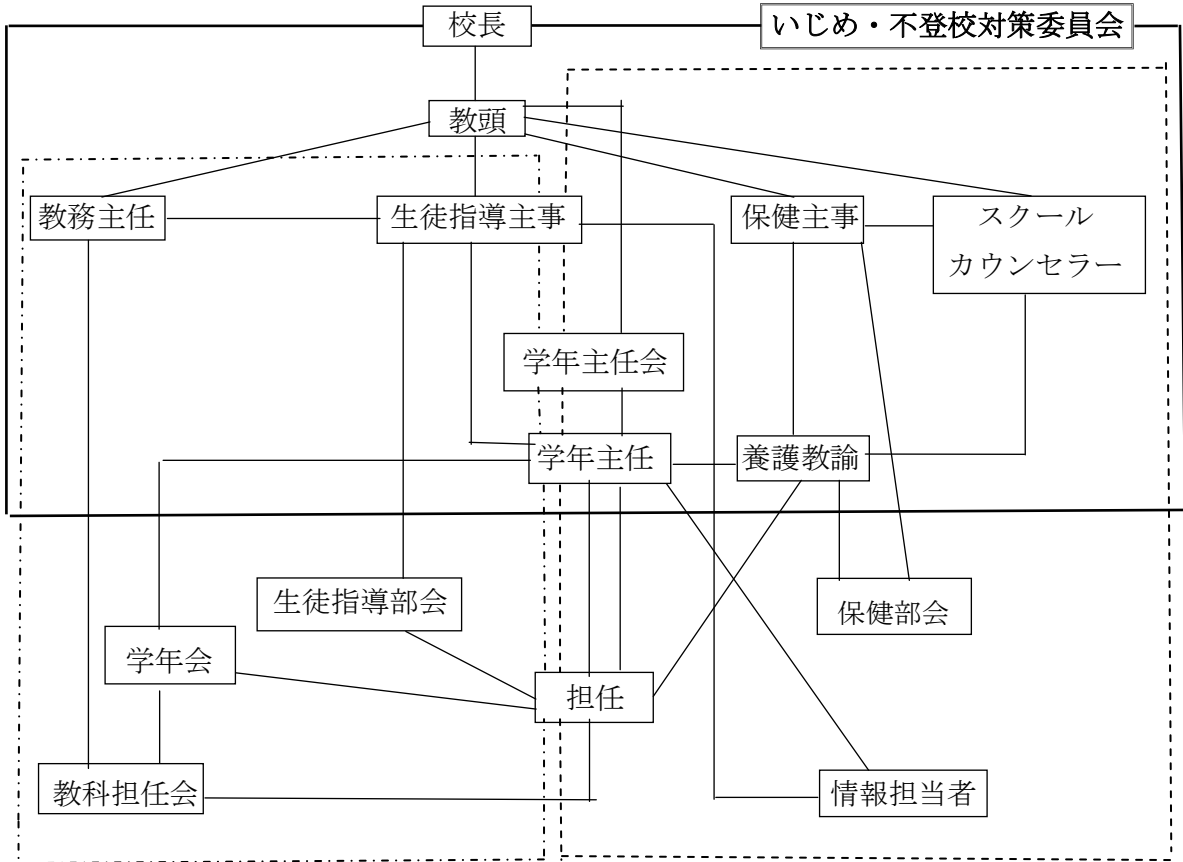
校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・保健主事・学年主任・養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会は必要に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームにおいて対応する。いじめの防止及び早期発見、早期対応に関しては、事案ごとに関係の深い教職員を追加する。また、ネット等を利用したいじめに関しては、インターネットの知識に詳しい教員を加えるなど、各事案の特徴に応じて柔軟なチーム構成とする。

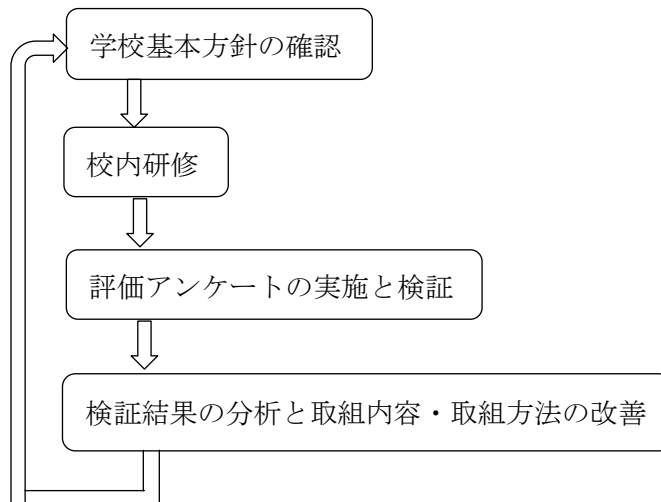
【組織図】



※ []、[] は、指導・支援チームの例である。各事案により、メンバーを柔軟に変える。また、必要に応じてスクールカウンセラーなど外部の専門家との連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割・機能

ア 取組の検証



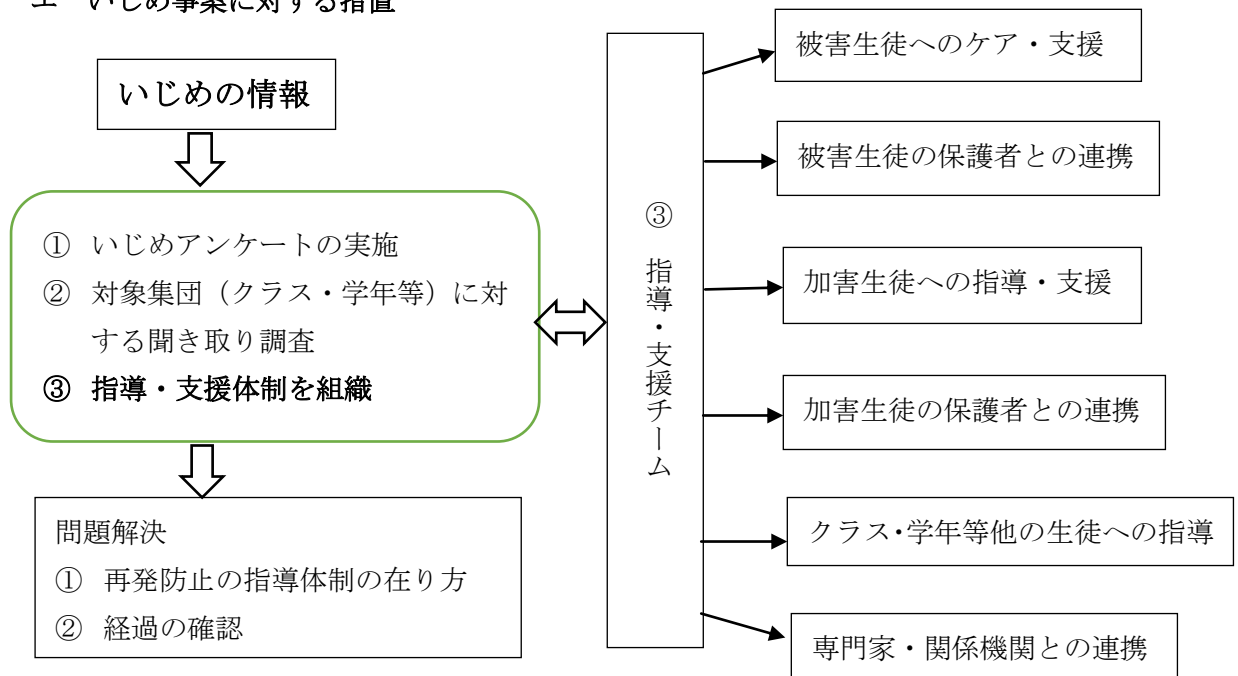
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- a 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知・確認を行う。
- b 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議で報告する。
- c 現職研修において「いじめ・不登校」をテーマとした講話・ケーススタディーを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発および意見の聴取

- a 「いじめ防止基本方針」および「自己評価」「学校関係者評価」の結果を学校経営案ならびに本校ホームページに掲載する。

エ いじめ事案に対する措置



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。なお、学校において調査する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査母体となり、事案に応じて適切な専門家等を加えて対応する。

重大事態の定義

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。
「相当期間（年間 30 日程度、一定期間連続して）、学校を欠席することが余儀
な
くされている疑い」があると認めるとき。

「生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出」があったとき

「重大事態対応フロー図・学校用」(文部科学省)

重大事態の発生

教育委員会に重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

本校が調査主体となった場合

学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査の主体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、討議調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、調査によって明らかになった事実関係を適切に提供する(経過報告があることが望ましい)。
- ※調査にあたって実施したアンケートは、被害生徒や保護者に提供する必要があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※被害生徒または保護者が希望する場合、被害生徒又はその保護者の
所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめ防止

- ① 教職員間における情報の共有を徹底し、常に生徒の変化に気を配り、早めの対応を行う。
- ② 各学期にいじめアンケートを実施し、常に新しい情報を把握し、早めの対応を心掛ける。(長期休暇明け、学校行事後など)
- ③ 生徒・保護者からの情報をしっかり受け止め、誠実に対応する。